

# 特定不妊治療の自己負担額の確認方法

## 高額療養費の限度額適用認定証

持っている

持っていない

高額療養費制度の上限額、加入している医療保険の付加給付の有無を確認  
<確認方法は裏面参照>

付加給付の上限額を超えている月が**ある**

付加給付の上限額を超えている月が**ない**

高額療養費および付加給付の上限額を超えている月が**ない**

高額療養費または付加給付の上限額を超えている月が**ある**

- ・ 還付申請が必要な場合  
⇒ 保険者へ申請し、決定通知が届き次第、速やかに助成申請してください。
- ・ 2~3か月後に自動的に還付される場合  
⇒ 決定通知が届き次第、速やかに助成申請してください。

- ・ 還付申請が必要な場合  
⇒ 保険者へ申請し、決定通知が届き次第、速やかに助成申請してください。
- ・ 2~3か月後に自動的に還付される場合  
⇒ 決定通知が届き次第、速やかに助成申請してください。

## 助成金の申請

高額療養費・付加給付により自己負担額に変更があった場合、  
「医療機関が作成した証明書の領収額」－「高額療養費・付加給付による給付額」＝「今回の治療にかかった自己負担額」として計算

※上記の他に、多数該当（3か月以上高額療養費の支給を受けている）や世帯合算等で高額療養費等の申請が必要な場合、保険者に申請し、給付額決定後、上記と同様に自己負担額から給付額を差し引いてください。

付加給付の詳細については加入している保険者にお問い合わせください。

※申請後に想定していなかった給付があった場合、県に助成金の一部または全部を返金していただく必要がありますので、福井県こども未来課（電話 0776-20-0286）までご連絡ください。

# 高額療養費・付加給付の確認方法

## 1 高額療養費の確認

毎月の上限額は加入者の所得水準によって分けられます。

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

※高額療養費多数回該当の場合（過去12か月以内に3回以上高額療養費に該当したときの4回目から）、上限額が下がります。詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

## 2 付加給付の確認

付加給付：高額療養費に上乗せされた医療費の払い戻し（加入している健康保険組合による）



加入している保険者を検索し、高額療養費に加え、医療費の払い戻しがあるか確認

〇〇健康保険組合

検索

「付加給付」「短期給付」「医療費」等で検索ホームページがない場合は電話等で問い合わせ

- (例) ・全国健康保険協会：付加給付なし  
・地方職員共済組合、公立学校共済組合  
：25000円以上の自己負担は2～3か月後に自動的に付加給付あり  
・関西電力健康保険組合：30000円以上の自己負担は約3か月後に自動的に付加給付の還付あり

等

## 全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入のAさんの場合



- ・標準報酬月額：30万円⇒高額療養費の区分ウ
- ・限度額適用認定証：取得なし
- ・かかった医療費：

8月1日～8月29日の間に保険診療で12万円  
(医療費総額は40万円)

### <計算方法>

(高額療養費の上限額の表から)

$80,100円 + (400,000円 - 267,000円) \times 1\% = 81,430円$

保険者（協会けんぽ）のホームページを確認したところ、  
付加給付はなし

8月の限度額は  
81,430円⇒それ以上  
かかった分は還付  
される

⇒高額療養費の還付請求を行い、3か月後

還付38,570円（12万円－81,430円）と決定通知の送付あり

81,430円を治療にかかった自己負担額として助成金申請

(高額療養費の決定通知を添付)

⇒ $81,430 \times 1/2 = 40,715円$ が助成金額として決定される

## 地方職員共済組合に加入のBさんの場合



- ・標準報酬月額：20万円⇒高額療養費の区分エ
- ・限度額適用認定証：取得あり
- ・かかった医療費：

9月1日～10月29日の2か月間に保険診療で115,200円  
(窓口で限度額適用認定証を提示し、高額療養  
費が適用された金額)

### <計算方法>

保険者（共済組合）のホームページを確認したところ、

25,000円以上の治療費について2～3か月後に自動的に付加給付の還付あり。

⇒3か月後、65,200円の還付と決定通知の送付あり

50,000円（115,200円－65,200円）を治療にかかった自己負担額として助成金  
申請

(限度額適用認定証、付加給付の決定通知を添付)

⇒ $50,000 \times 1/2 = 25,000円$ が助成金額として決定される